

令和3年度 森林環境譲与税の使途について

犬山市

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定により、令和3年度の森林環境譲与税の使途に関する事項を公表します。

事業名	事業総額（単位：千円）			事業内容
	(A)+(B)+(C)	うち当該年度の 森林環境譲与税 (A)	うち基金取崩額 (B)	
森林整備地域活動支援事業 補助金	168	168	0	0 犬山市内の森林の持続的な維持管理や、森林整備への意識の向上を目的とした講座の開催などの事業を積極的に行う団体又は法人の活動を支援するために補助金交付 令和3年度は、1団体に補助を実施
竹木粉碎機購入事業	1,310	1,310	0	0 犬山市内の森林に進行する放置竹林などの整備を行うために竹木粉碎機及びヘルメットなどの付属品を購入
ふれあいの森整備事業	726	726	0	0 犬山市内の八曾国有林をふれあいの森として借り受け、森林整備、植生調査、市民向け自然観察会などを実施
森林環境譲与税基金事業	4,503	4,503	0	0 犬山市内の森林整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、公共施設での木材利用の促進、その他森林の整備の促進に関する施策等を長期的かつ計画的に実施するため。